



南九州市水道事業ビジョン

～戦略的な経営への挑戦～

【概 要 版】



令和元年度完成 中部水源地

信頼されるいのちの水を
活気とともに 次の世代へ

令和3年3月
南九州市水道事業

南九州市水道事業ビジョン【概要版】

第1章 水道事業ビジョン策定の背景

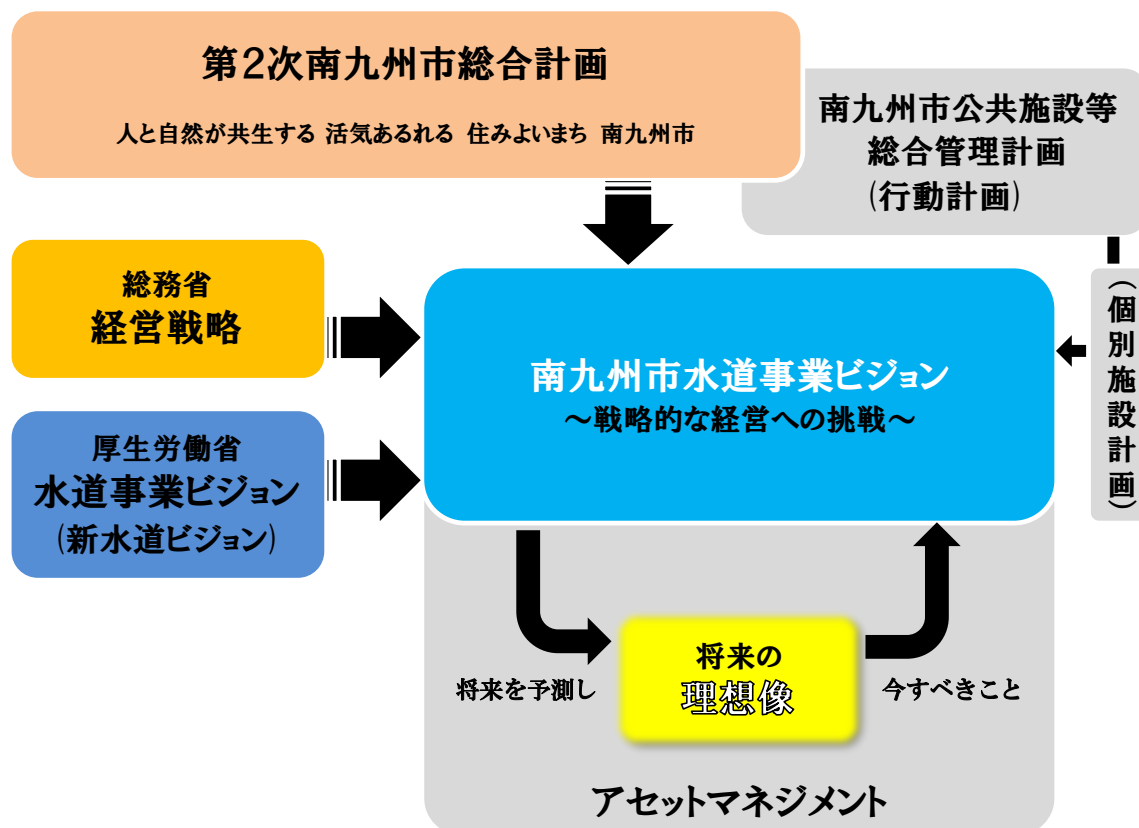
南九州市においては平成24年3月に「南九州市地域水道ビジョン」を策定し、施設の老朽化や、地域間での料金格差の是正など、直面する多くの課題に対する目標を掲げ、対策を講じてきました。

近年においては、厚生労働省が社会環境等の変化を背景に、新たな課題へ挑戦するため「新水道ビジョン」を公表しました。また、総務省においては、水道事業の経営的観点より「経営戦略」の策定を推進し、福祉的観点での水道事業運営から、経営的観点での水道事業経営への転換を図ることで、経営基盤の強化が求められているところです。

このような社会的背景・自然的背景から、「新水道ビジョン」及び「経営戦略」における中長期的な明るい未来を描けるよう、【南九州市水道事業ビジョン】を策定しました。

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間としますが、計画期間における社会情勢や自然環境などの変化に対して柔軟な対応が可能となるよう、計画期間内において計画の見直しや方向修正を必要に応じて行います。

南九州市水道事業ビジョンの位置づけ

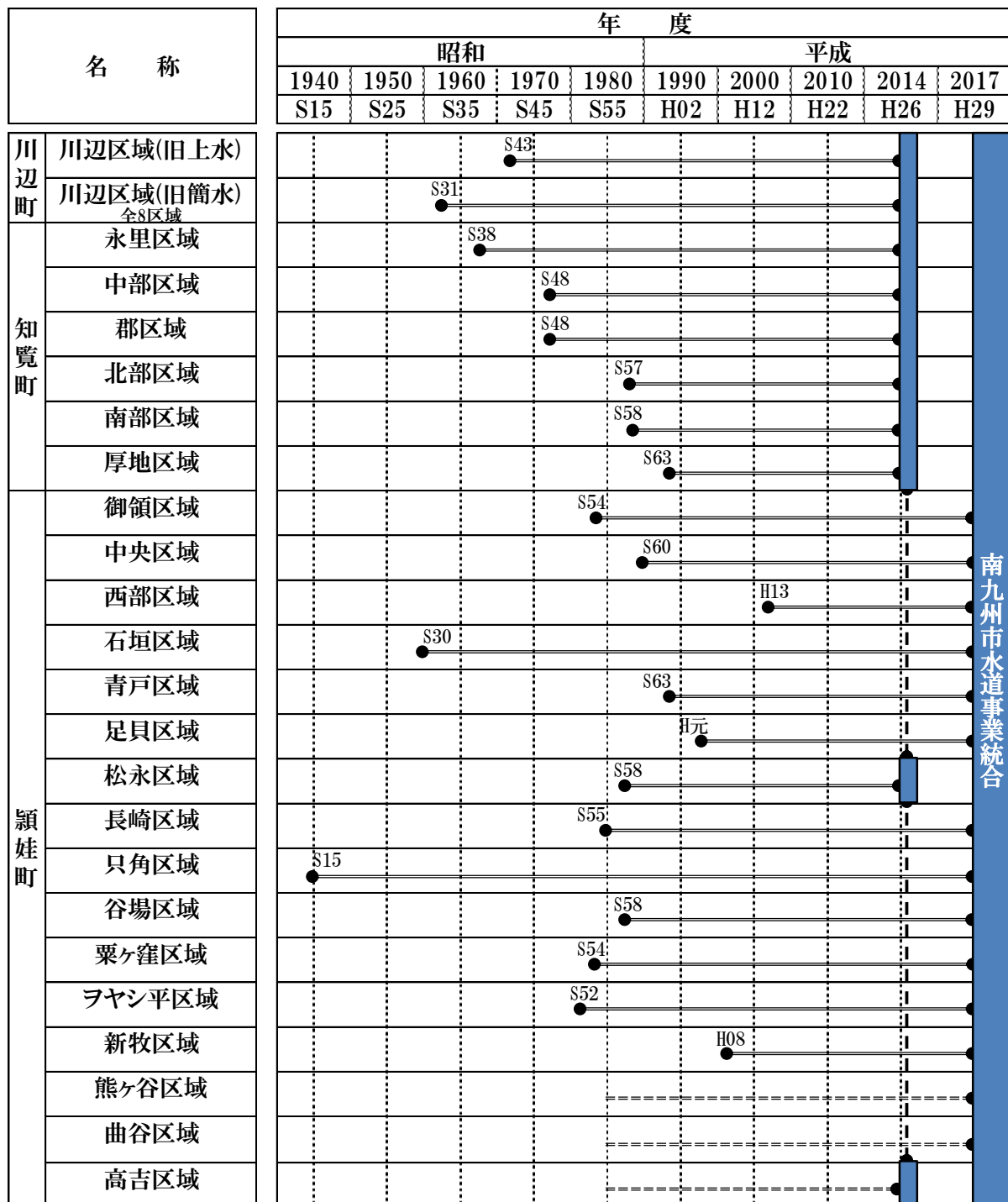


南九州市水道事業ビジョン【概要版】

第2章 水道事業の概要

2.1 南九州市水道事業の歴史

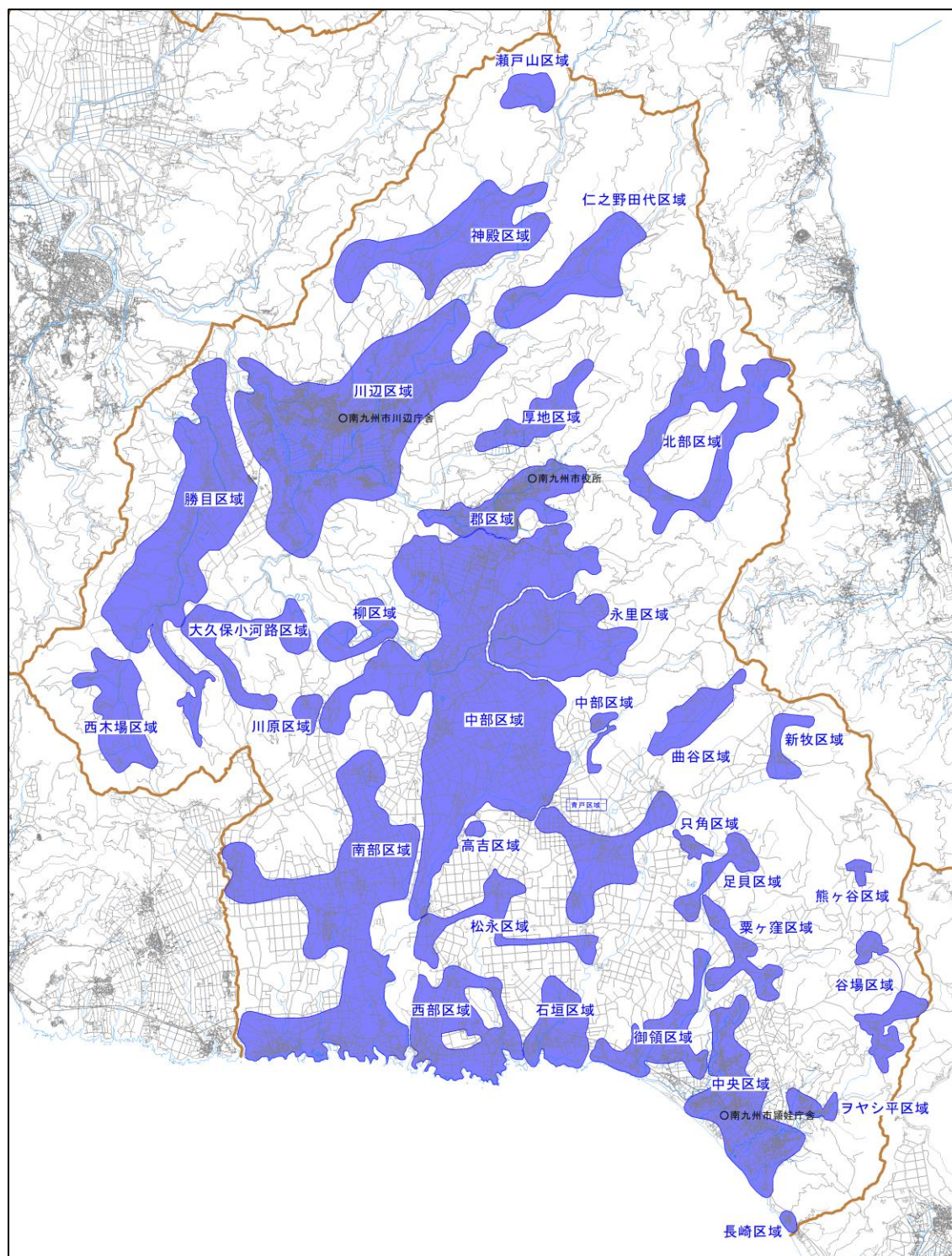
本市は、平成19年12月1日に、潁娃町、知覧町及び川辺町が合併し、南九州市として誕生しました。水道事業としては平成25年度に認可を受け、段階的に簡易水道事業を統合し、平成29年度より南九州市水道事業として一本化された運営となっています。



南九州市水道事業ビジョン【概要版】

2.2 給水区域と給水人口

本市は、配水系統などにより、下記に示す給水区域にて区分しています。



南九州市水道事業ビジョン【概要版】

各給水区域の規模は、下表に示す通りとなっています。水道事業認可としては下表を包括するよう設定しており、計画給水人口 35,890 人、計画 1 日最大給水量 15,888m³/日にて認可されています。

名 称		給水人口 (人)	給水量 (m ³ /日)	1人1日 給水量 (L/人・日)
川 辺 町	川辺区域	9,845	5,352	544
	瀬戸山区域	11	5	455
	神殿区域	270	116	430
	仁之野田代区域	354	112	316
	勝目区域	1,334	668	501
	西木場区域	241	65	270
	大久保小川路区域	127	55	433
	柳区域	95	50	526
	川原区域	49	26	531
	小 計	12,326	6,449	523
知 覧 町	永里区域	737	369	501
	中部区域	4,936	2,850	577
	中部(加治佐)区域	74	21	284
	郡区域	2,920	1,193	409
	北部区域	448	341	761
	南部区域	2,266	1,097	484
	厚地区域	408	148	363
	小 計	11,789	6,019	511
額 娃 町	松永区域	552	183	332
	中央区域	3,152	815	259
	青戸区域	1,208	332	275
	足貝区域	584	145	248
	石垣区域	1,342	397	296
	御領区域	1,261	254	201
	新牧区域	97	20	206
	粟ヶ窪区域	527	243	461
	西部区域	1,852	678	366
	只角区域	212	59	278
	谷場区域	498	156	313
	長崎区域	174	56	322
	ヲヤシ平区域	198	47	237
	曲谷区域	55	15	273
	熊ヶ谷区域	19	10	526
	小 計	11,731	3,410	291
合 計		35,846	15,878	443

南九州市水道事業ビジョン【概要版】

2.3 水道施設の概要

本市水道事業は、起伏の激しい地形となっているため、多くの水道施設により運用されています。国内における指標として、給水人口1万人当たりの浄水場数が公表されており、同規模の給水人口における平均値は1万人当たり2.1箇所ですが、南九州市水道事業では、消毒施設を含めた給水人口1万人当たり7.3箇所と3倍を超える浄水場数となっています。

主要な水道施設

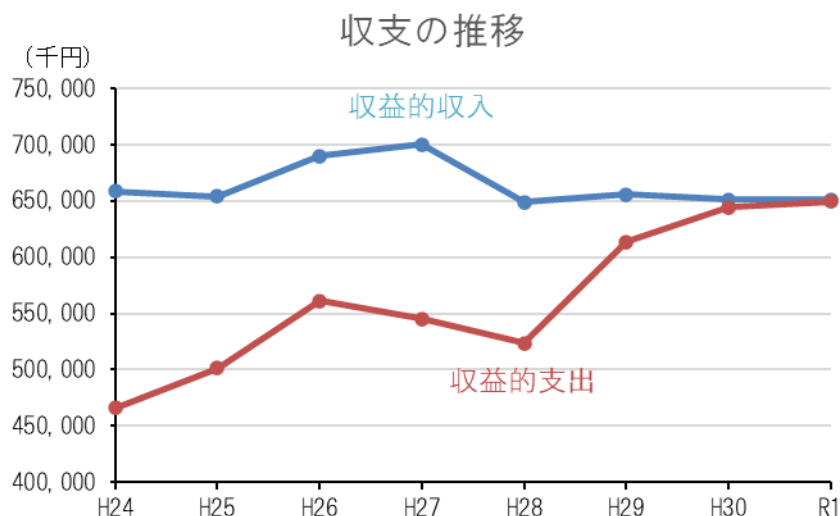
地区名		水源施設			浄水施設		配水施設		
		名称	種別	計画 (m3/日)	名称	種別	名称	種別	容量 (m3)
川辺地域	川辺区域	六丁水源地	深層地下水	461	高田浄水場	除鉄・除Mn	高田配水池	PC造	1,050
		高田第1水源地	深層地下水	518			佐々良配水池	RC造	45
		高田第2水源地	深層地下水	519	清水浄水場	消毒のみ	清水配水池	RC造	975
		岩屋水源地	深層地下水	1,129			木場田配水池	RC造	80
		水元水源地	湧水	2,765					
	瀬戸山区域	瀬戸山第1水源地	湧水	3	場内	消毒のみ	瀬戸山配水池	RC造	12.3
		瀬戸山第2水源地	深層地下水	4					
	神殿区域	神殿第1水源地	深層地下水	74	場内	消毒のみ	神殿第1配水池	RC造	146
		神殿第2水源地	深層地下水	80			神殿第2配水池	RC造	60
							神殿第3配水池	RC造	12
	仁之野田代区域	仁之野第1水源地	深層地下水	74	配水池場内	消毒のみ	仁之野配水池	RC造	180
		仁之野第2水源地	深層地下水	75					
	勝目区域	勝目第1水源地	深層地下水	187	場内	消毒のみ	勝目第1配水池	RC造	165
		勝目第2水源地	深層地下水	233			勝目第2配水池	RC造	354
		滝元水源地	浅層地下水	468			田之頭配水池	SUS造	39
	西木場区域	西木場第1水源地	深層地下水	41	場内	除Mn	大倉野配水池	RC造	225
西木場第2水源地		湧水	45	西木場配水池			RC造	117	
大久保小河路区域	大久保水源地	深層地下水	73	場内	消毒のみ	大久保配水池	RC造	72	
						深野木配水池	RC造	39	
						小河路配水池	RC造	49	
						土喰配水池	RC造	20	
知覧地域	柳区域	柳水源地	深層地下水	100	場内	消毒のみ	柳配水池（高架）	RC造	12
							川原低区配水池	RC造	50
	永里区域	永里水源地	深層地下水	491	場内	消毒のみ	川原高区配水池	RC造	15.9
							永里配水池	RC造	320
							中部配水池	RC造	1,630
	中部区域	中部第1水源地	湧水	1,120	場内	消毒のみ	山仁田配水池	RC造	7
		中部第2水源地	深層地下水	1,730			加治佐配水池	SUS造	58
	加治佐区域	加治佐水源地	深層地下水	28	場内	除Mn	郡配水池	PC造	623
							郡第1水源地	湧水	318
	郡区域	郡第2水源地	湧水	838	場内	除Mn	本町配水池	RC造	4.4
		郡第3水源地	深層地下水	289			北部第1配水池	RC造	208
	北部区域	北部第2水源地	湧水	453	場内	消毒のみ	北部第2配水池	PC造	840
							垂水配水池	RC造	140
	南部区域	共親第2水源地	深層地下水	78	場内	消毒のみ	上塚配水池	PC造	380
		共親第3水源地	深層地下水	97			大隈配水池	RC造	200
		共親第4水源地	深層地下水	719	場内	除Mn	中渡瀬配水池	RC造	280
		中渡瀬第1水源地	深層地下水	282			南部配水池	SUS造	525
厚地区域	中渡瀬第2水源地	湧水	282	場内	消毒のみ	厚地配水池	RC造	173	
	厚地水源地	湧水	208	場内	消毒のみ	厚地配水池	RC造	173	
				場内	消毒のみ	厚地配水池	RC造	173	
頤娃区域	松永区域	松永水源地	深層地下水	43	場内	除Mn	松永配水池	RC造	226.5
		中央第1水源地	深層地下水	500			中央第1配水池	PC造	525
	中央区域	中央第2水源地	深層地下水	41	場内	消毒のみ	中央第2配水池	PC造	104
		中央第3水源地	深層地下水	542					
	青戸区域	青戸第1水源地	深層地下水	124	場内	消毒のみ	青戸配水池	RC造	315
		青戸第2水源地	深層地下水	318			折尾配水池	RC造	59.4
	足貝区域	足貝水源地	深層地下水	193	場内	消毒のみ	足貝高区配水池	RC造	114
							足貝低区配水池	RC造	104
	石垣区域	石垣第1水源地	深層地下水	415	場内	除Mn	石垣配水池	PC造	460
		石垣第2水源地	湧水	113					
	御嶺区域	御嶺水源地	湧水	337	場内	消毒のみ	御嶺配水池	RC造	215
	新牧区域	新牧水源地	深層地下水	48	場内	消毒のみ	低区配水池	RC造	76
	栗ヶ窪区域	栗ヶ窪第1水源地	深層地下水	287	場内	消毒のみ	高区配水池	RC造	45
		栗ヶ窪第2水源地	深層地下水	90			栗ヶ窪配水池	RC造	243
西部区域	大川水源地	深層地下水	418	場内	消毒のみ	大川配水池	RC造	306	
	下境水源地	深層地下水	483			西部配水池	SUS造	781	
只角区域	只角第1水源地	深層地下水	8	場内	消毒のみ	只角配水池	RC造	126	
	只角第2水源地	深層地下水	71						
谷場区域	谷場水源地	深層地下水	94	場内	消毒のみ	谷場配水池	RC造	100	
	嶺水源地	深層地下水	113			嶺配水池	RC造	160	
長崎区域	長崎水源地	深層地下水	74	場内	消毒のみ	長崎配水池	RC造	96	
マヤシ平区域	マヤシ平水源地	深層地下水	62	場内	消毒のみ	マヤシ平高区配水池	RC造	72.5	
曲谷区域	曲谷水源地	深層地下水	20	場内	消毒のみ	曲谷配水池	RC造	15.9	
	熊ヶ谷水源地	深層地下水	15			熊ヶ谷配水池	RC造	20	

南九州市水道事業ビジョン【概要版】

2.4 水道事業の経営状況

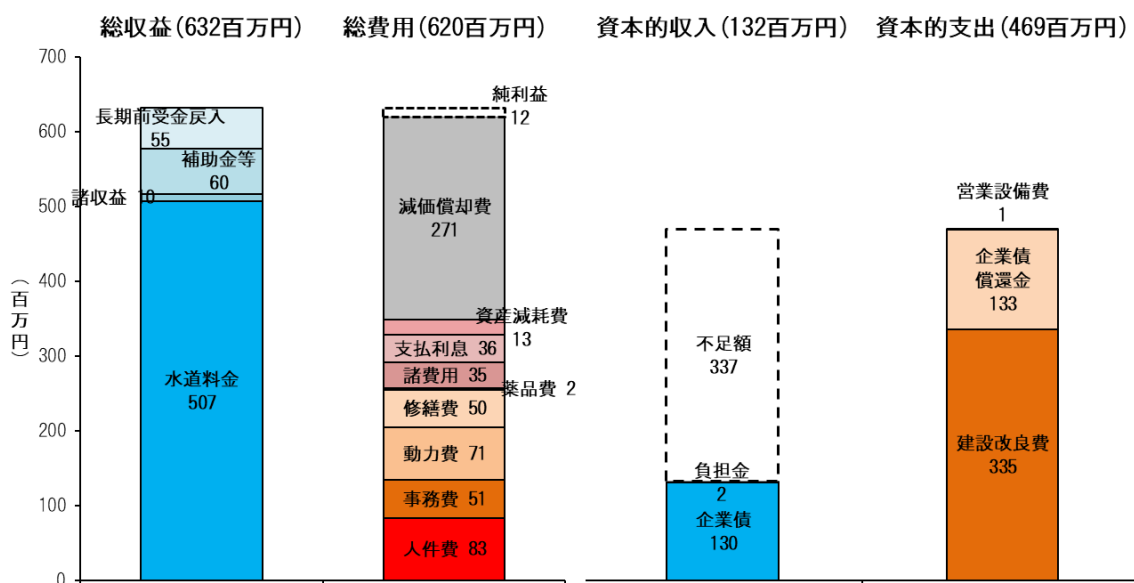
水道事業の経営は、公営企業会計の原則に基づき、料金収入で賄われています。このため、水道施設の維持管理や建設に至るまで、水道使用者より支払われる水道料金が主な財源となります。

これまでの水道事業における収支の推移は以下の通り、収入の減少と支出の増加が顕著となり、令和元年度現在ではほぼ拮抗している状況です。



直近の水道事業決算の内訳は令和元年度決算より以下の通りです。

主に建設改良費等に使われる、資本的支出に対する資本的収入の不足分については、積立金及び減価償却費などの現金の支出が伴わない費用を財源として補填されます。



南九州市水道事業ビジョン【概要版】

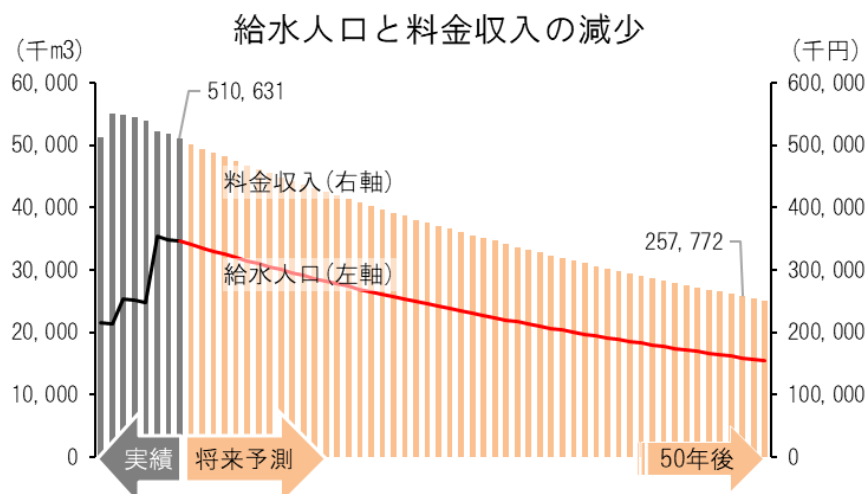
第3章 水道事業の現状と課題

3.1 「持続」将来も持続できる経営か

① 人口減少に伴う水道事業経営への影響

水道事業は、地方公営企業法に基づく公営企業会計による経営が原則で、料金収入を財源として事業を運営する必要があります。

しかしながら、人口減少に伴い水道事業運営の基盤である料金収入も減少しており、財源の確保が困難となることが想定されます。

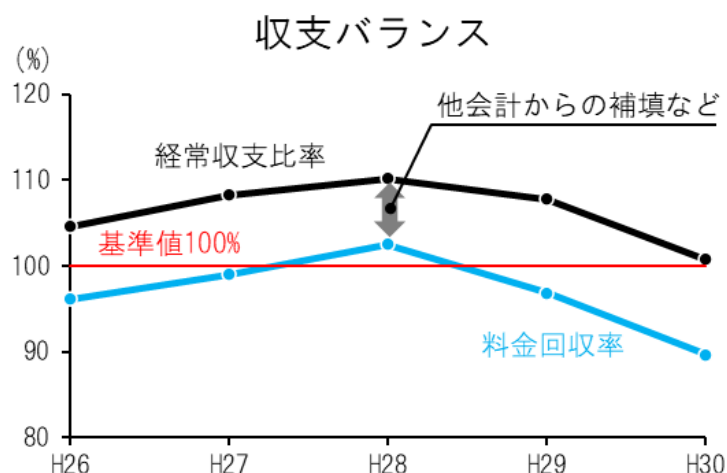


② 経常収支の赤字化への懸念

収支バランスを示す指標として、経常収支比率・料金回収率があります。経常収支比率は他会計からの補填などが含まれる水道事業経営の総合的な指標で、100%以上で黒字となります。

また、料金回収率は給水原価と供給単価の比率で、水道水を造る費用と水道水で得た収益の比率を示しており、100%以上で黒字となります。

本市水道事業における収支バランスは以下の通りで、平成30年度時点では料金回収率が100%以下となっています。このため、早い段階で100%以上となるよう収支バランスを改善する必要があります。



南九州市水道事業ビジョン【概要版】

3.2 「安全」いつでも安全な水が供給できるか

① 自然災害による水質変化への対応

日常的な水質においては適正な浄水処理を行っており、安心して提供できる水道水ですが、近年頻繁となりつつある豪雨や地震などの災害時において、水源における濁りの発生や水質・水量の変化が懸念されています。

このため、不測の事態に備え、水源水質や取水量の監視体制を強化する必要があります。

② 市民のニーズに応えた「おいしい水」の供給

水道法により、各家庭へ供給される水道水の残留塩素濃度は0.1 mg/L以上と定められています。塩素濃度は気温や水の使用状況により変動するため、ある程度の余裕を持った残留塩素濃度に調整しています。

しかしながら、塩素濃度が高くなると「カルキ臭」と言われるにおいが発生することもあり、水道水の飲用に対する不安材料として挙げられます。

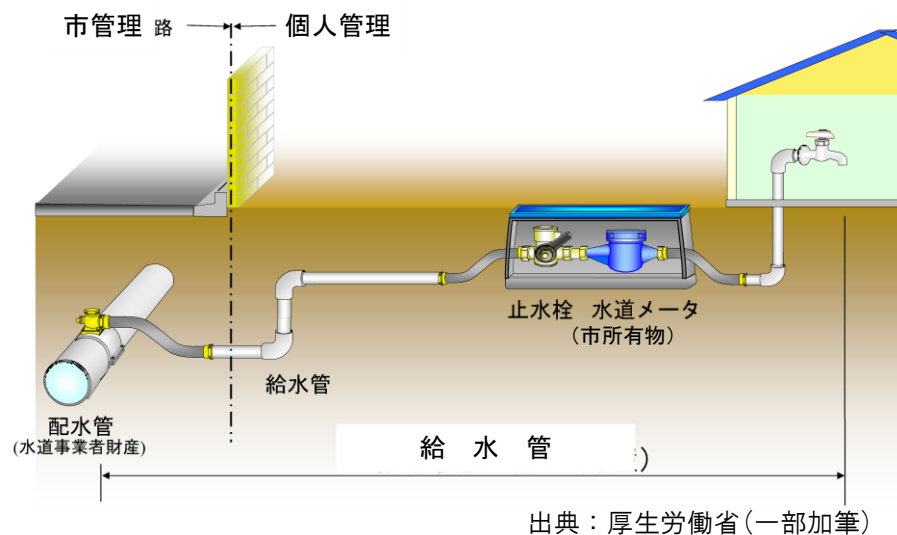
このため、本市水道事業においては区域ごとに濃度調整を行い、南九州市民の方々においしく飲んでもらえるよう、維持管理を徹底しています。

③ 水道法改正に伴う給水装置工事事業者の指定

これまでの指定工事事業者制度は指定についてのみ定められており、有効期間が無いため廃止や休止、無届工事や不良工事などの実態を把握することが困難でした。

このことから、令和元年度の水道法改正において、指定工事事業者の5年間の更新制が義務付けられたところです。

本市水道事業においても、指定期間を5年として指定工事事業者の更新を行い、指定工事事業者の実態把握と資質の保持に努める必要があります。



南九州市水道事業ビジョン【概要版】

3.3 「強靱」災害時でも市民が頼れる水道か

① 水道施設の老朽化

現在保有する水道施設の資産は総額約 100 億円で、うち 7 割の 70 億円程度を管路が占めています。また、法定耐用年数に達している施設も多く、補修・修繕を行いながら稼働させています。

特に、管路については今後も老朽化が懸念されており、今後 10 年間のうちに約 228 km (総延長の 35%) の更新が必要ですが、令和元年度現在において 60 km (9%) しか完了していないのが現状です。

南九州市 $\phi 50\text{mm}$ 以上の老朽管路の状況

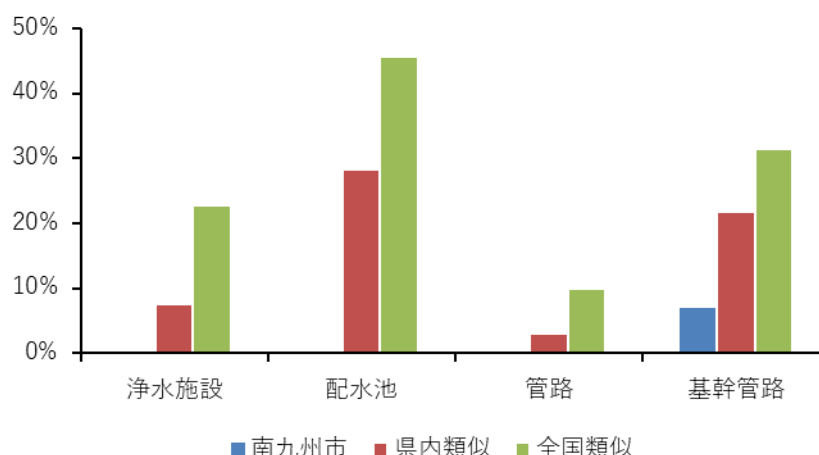


② 耐震化の遅れ

鹿児島県においては、水道施設の耐震化が遅れており、全国的な水準に比べ低い水準にあります。

さらに、本市水道事業においては鹿児島県下類似事業体と比べた場合においても、下図に示す通りとなっています。これは、現存する多くの水道施設、特に市町村合併前にすでに整備されていた施設について、耐震化の状況を全て把握できていない現状にあるため、耐震化率として提示できていないことが「0%」として示されているものです。

耐震化率(耐震適合率)の状況



南九州市水道事業ビジョン【概要版】

③ 水道法改正に伴い求められる運営体制の強化

令和元年10月1日に水道法の一部を改正する法律が施行され、人口減少に伴う水需要の減少、施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道事業が直面する課題に対し、水道基盤の強化を図るため、水道法が改正されました。

これにより、以下に示す改正の概要に基づき、目標達成のための方策を確実に実行する必要があります。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一種で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

南九州市水道事業ビジョン【概要版】

第4章 基本理念と基本方針

4.1 基本理念

本市水道事業における将来ビジョンとして、活気あふれる市民協働で、重要なライフラインである水道を次の世代へ繋いでいくことを理想とし、

しんらい みず
信頼されるいのちの水を
かっき とも つぎ せだい
活気と共に 次の世代へ
南九州市水道事業ビジョン
基本理念

これを基本理念に掲げ、「持続」「安全」「強靱」の観点から、本市水道事業の将来における理想像を示し、これを達成すべく具体的に行動します。

4.2 基本方針

持
続

安定した運営が 持続できる水道

安定した事業経営で、課題を後回しにせず、将来も持続していくことが可能な水道

安
全

蛇口から直接飲みたくなる 常に安全な水道

いつでもどこでも安心して、みんなが蛇口から直接飲みたくなる水道

強
靱

不測の事態においても 信頼され続ける強靱な水道

平常時はもとより、災害時においても滞ることなく、市民へ必要な水が供給されるような、頼れる水道

今後の計画においては、緊急性を持って取り組まなければならないものや長期的視野で取り組むべきものなど、時系列的にも内容的にも多様な方向性から施策を実行する必要があります。

このため、次章に掲げる実行すべき施策について、その緊急性に応じた以下の区分に分割・整理することで、より確実な目標達成を目指します。

第5章 実行施策

5.1 「持続」できる水道

① 運営の持続

◆ 更新時期に応じた施設規模の適正化（長期目標）

水道施設の更新時には適正な規模・施設に見合った機能など、コスト縮減を主な方針として施設規模の適正化に努めます。

特に、ポンプ設備においては、経年に伴う効率の低下に起因した、動力費の増加が懸念されることから、定期的な更新と省エネルギーポンプなどへの変更を実施することで維持費の縮減を図ります。

◆ 広域化に関する協議会などへの積極的な参加（短期目標）

周辺自治体との連携について協議を行った「南薩地区水道事業の広域連携に関する検討会」にて示された施策について、関係4市（南九州市・指宿市・南さつま市・枕崎市）と協働で、広域化に関する項目を積極的に実行できるよう努めます。

② 経営の持続

◆ コスト縮減を前提とした料金体系の適正化による財源確保（短期目標）

必要な設備投資を縮減するよう努めた上で、水道法第14条に規定される公正妥当な手法により料金体系の適正化による経営基盤の強化を図ります。

◆ 南九州市水道事業ビジョンの実行と定期的な見直し（長期目標）

水道事業において実施している取り組み内容や、その結果を再検討し、需要者である市民の方々へ公表・報告することで、水道事業の経営をより良い方向に改善していくための第一歩となります。

このため、水道事業ビジョン及び経営戦略としての方針に基づき、定期的な評価・見直しを行うよう努めます。

③ 環境の持続

◆ 脱炭素社会の推進に伴う、省エネルギー設備の導入（長期目標）

ポンプなどの動力施設の更新時においては、建設費のみでのコスト縮減ではなく、建設・維持・廃止を含めたトータルコストの縮減を目指し、今後も継続的に省エネルギー設備を導入していくことで、さらに脱炭素社会への推進に寄与するよう努めます。

◆ 循環型社会の実現に向けた、再生資源の利活用（長期目標）

建設発生土の再利用やコンクリート・アスファルト殻の再生利用等を含め、建設副産物の低減及び利活用を図ります。

また、発生土利用の可能性についても検討を行い、循環型社会の実現を目指しますが、近年懸念されているヤンバルトサカヤスデの移動の要因となる可能性もあるため、コストとリスクを踏まえた慎重な検討を継続して行います。

南九州市水道事業ビジョン【概要版】

5.2 常に「安全」な水道

① 水質の安全

◆ 水質管理体制の強化（短期目標）

各水道施設の状況を遠隔地においても、一括した管理が可能となるよう、遠隔監視システムを導入します。特に、水道施設の水質について常時監視することができる環境を構築することで、不測の事態においても迅速な対応が可能となるよう努めます。

また、本市水道事業において特に留意している水質として、農薬による汚染が懸念されており、今後も農薬類に対する水質検査を継続し、検査結果に基づいた迅速な対策を講じることができる体制を整備します。

◆ 水質検査計画の策定及び公表（短期目標）

これまで、南九州市水道事業においては、毎年水質検査計画を策定し、その計画に基づいた水質管理を行ってきました。

また、水質検査の結果についても、水質の状況について市民の方々へ理解を深めるための一助として、ホームページ等にて公表しています。

これからは、市民の方々に対して、水道に関する理解度向上を含め、水道を利用することへの安心感を得られるよう、水質検査計画についても定期的な公表をホームページにて行い、水道水質の安全についても理解を得られるよう、市民の方々が入手しやすく簡単な方法での情報提供を実施します。

② 市民の安全

◆ 貯水槽水道管理者への適切な指導（短期目標）

10m³以下の小規模な貯水槽水道においては、水道法の直接的な規制がなく、本市水道事業の定めた供給規定に基づき運用する必要があります。

このため、当該規定に定められた管理基準において、貯水槽水道管理者に対し、適切な管理が行われているかの指導を徹底し、それを利用する市民の衛生水準の確保に努めます。

◆ 水安全計画の策定（短期目標）

水安全計画においては、市民の方々へ理解しやすい内容で情報提供していくことが重要となりますが、水道の安全の根幹に関わる事項であるため、安全管理上、支障が生じない内容での公表が可能かどうかを含めて検討を行い、市民の水道に関する安全を確保するよう努めます。

◆ 広報強化による水道への理解向上（長期目標）

本市水道事業における、水道施設や経営のしくみを含め、水道というものを市民の方々と協働で運用していくためには、水道に対する理解を得られることが重要となります。

様々な情報が飛び交う現在、水道の安全に対する認識の向上を図るため、市民の方々に対する説明責任を果たすことで、理解向上を目指します。

南九州市水道事業ビジョン【概要版】

5.3 信頼され続ける「強靱」な水道

① 強靱な体制

◆ 危機管理マニュアルの整備（短期目標）

水道事業における危機管理マニュアルを基礎とした、災害時の行動計画を段階的に整備し、市民の方々も含めた協力を得つつ、災害時も安心して水道を利用できるよう努めます。

◆ 水道施設台帳の整備（短期目標）

本市水道事業においては、広範囲にわたる水道施設を適正に管理するため、早い段階で管路データのシステム整備や水道施設台帳を作成・整備することで、次世代への水道施設の継承を円滑なものとする必要があります。このため、システム化された施設台帳を整備し、これを継続的に更新していくことで、資産管理の適正化を図ります。

◆ 組織力の強化（短期目標）

本市水道事業においては、少数精鋭の水道職員を確保・育成するため、研修会などへの参加による技術力強化や、技術者の雇用、退職者の再任用により水道事業全体の組織力強化に努めます。

② 強靱な施設

◆ 耐震化計画の策定（短期目標）

耐震性の向上を目的とした水道事業耐震化計画の検討を重ね、より現実的かつ効果的な計画を策定・公表します。

◆ 耐震診断の実施（長期目標）

施設台帳の整備に併せて水道施設の現状について詳細を把握し、これらを管理するためのシステム化を推進しているところです。

詳細の把握に併せて、簡易耐震診断により抽出された成果を基に、段階的な詳細診断及び耐震補強など適切な対策を実施します。

◆ 老朽化施設の優先度・重要度に応じた更新（短期目標）

基幹病院や避難所を主とした重要管路や基幹管路など、優先的に更新すべき対象施設を明確化し、老朽化施設の更新優先度を設定して、より効果的な更新計画を策定します。

◆ 水道施設間のバックアップ体制の強化（短期目標）

本市水道事業においては、地形の特性上多くの水道施設が分散配置されており、渇水時の水量不足に加え、近年多発する豪雨時や地震時における水質悪化が懸念される水源も点在しています。

このため、分散配置されている施設を連絡管で接続し、必要な場合にお互いの水をやり取りするバックアップ体制の強化に加え、体制強化の一環として、緊急時においても十分な水を供給する必要があるため、これに対応できる貯水施設を整備し、安定した水の供給ができる体制の強化に努めます。

南九州市水道事業ビジョン【概要版】

③ 強靱な連携

◆ 市民との連携（短期目標）

将来の水道をより強いものとするためには、市民の方々の協力が不可欠です。非常時においても、最小限の飲料水を各家庭へ届けることが重要で、各地区への応急給水や、配水池などの主要施設における飲料水の配給など、多くの可能性を視野に入れた準備が必要となります。

今後は、より円滑な市民との連携を図るため、応急給水タンク等の拡充についての検討を含め、災害を想定した定期的な応急給水訓練や断水想定訓練の実施に向けた検討に着手します。

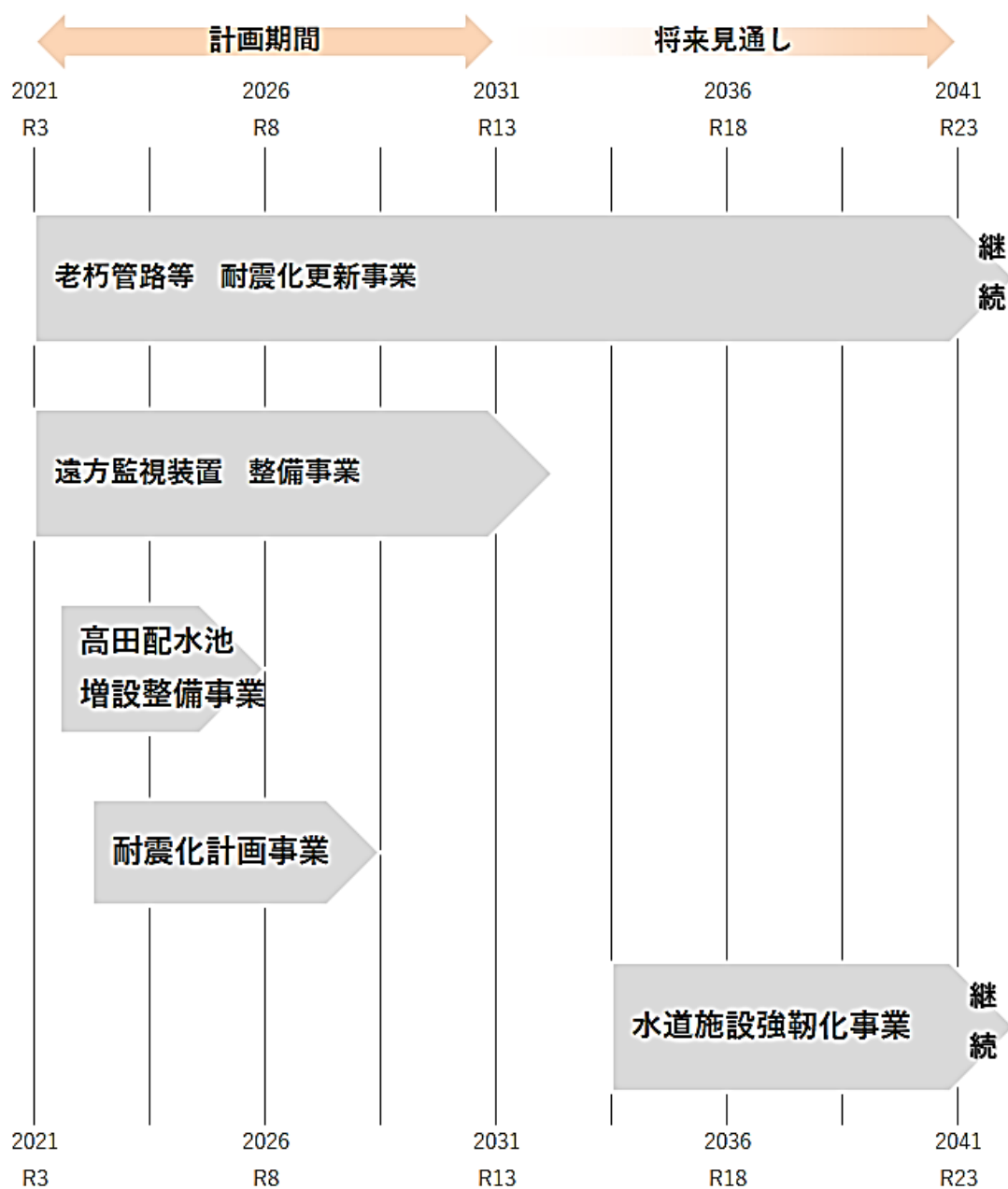
◆ 近隣自治体との連携（長期目標）

鹿児島県における南薩区域の連携協定を主体として、近隣自治体との合同訓練や災害協定、事前の資材のやり取りや職員間の交流などを積極的に実施し、災害等に備えた活動を実行します。

第6章 経営計画

6.1 整備計画

本市においては、将来を見越した施設整備を行うため、継続的な対策事業を実施します。事業実施においては、水道職員や地元企業、市民の方々など、多くの関係者の協力のもと、適正な実施が可能となるため、今後の主要な計画について示します。



南九州市水道事業ビジョン【概要版】

6.2 財政収支計画

財政収支計画表(千円)		計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
区分		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
有収水量(m ³ /年)		3,853,380	3,790,849	3,739,581	3,668,904	3,609,454	3,550,996	3,503,083	3,436,986
収益的収支(税抜)	収益的収入								
	水道料金	491,370	575,279	568,387	559,503	551,755	544,173	537,639	529,292
	給水負担金	4,187	4,119	4,063	3,986	3,921	3,857	3,805	3,733
	他会計負担金	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	他会計補助金(利息)	10,960	9,778	8,612	7,506	6,708	6,090	5,488	4,890
	他会計補助金(元金)	47,602	47,430	47,950	40,597	34,858	34,422	35,024	32,761
	諸手数料	0	0	0	0	0	0	0	0
	長期前受金戻入	63,112	61,451	59,790	58,130	56,469	54,808	53,147	51,486
	その他の収入	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	収益的収入計	622,931	703,757	694,502	675,422	659,411	649,050	640,803	627,862
	収益的支出								
	職員給与費	110,500	110,500	110,500	110,500	110,500	110,500	110,500	110,500
	動力費	68,268	67,160	66,252	65,000	63,946	62,911	62,062	60,891
	薬品費	1,553	1,528	1,507	1,478	1,454	1,431	1,412	1,385
	修繕費	64,957	60,694	59,268	67,853	67,671	64,420	61,784	60,320
	委託料	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500
	減価償却費	264,064	262,454	263,477	263,915	262,260	259,885	258,455	257,588
	(内 既存分)	257,825	251,040	244,255	237,470	230,686	223,901	217,116	210,331
	(内 新規分)	6,239	11,414	19,222	26,444	31,574	35,984	41,339	47,257
	資産減耗費	12,285	17,199	14,332	11,329	10,510	13,650	16,038	10,306
	支払利息	32,796	32,146	33,322	34,386	35,009	35,631	36,725	38,058
	(内 既存分)	29,470	26,060	23,072	20,284	18,171	16,466	14,831	13,233
	(内 新規分)	3,326	6,086	10,250	14,102	16,838	19,164	21,895	24,825
	その他の経費	35,593	35,593	35,593	35,593	35,593	35,593	35,593	35,593
	収益的支出計	618,516	615,774	612,752	618,554	615,444	612,521	611,069	603,141
	経常損益	4,415	87,983	81,751	56,868	43,966	36,530	29,734	24,721
資本的収支(税込)	資本的収入								
	企業債	138,000	208,200	192,600	136,800	117,600	142,800	157,800	99,000
	工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0
	国・県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入計	138,000	208,200	192,600	136,800	117,600	142,800	157,800	99,000
	資本的支出								
	建設改良費(拡張)	50,000	95,000	111,000	62,000	42,000	38,000	28,000	14,000
	建設改良費(改良)	180,000	252,000	210,000	166,000	154,000	200,000	235,000	151,000
	企業債償還金	149,518	146,462	147,731	135,704	126,122	129,183	125,040	121,352
	(内 既存分)	149,518	146,462	147,731	135,704	126,122	123,998	115,447	105,075
	(内 新規分)	0	0	0	0	0	5,185	9,592	16,277
	その他	15,000	15,000	15,000	5,000	4,000	0	0	11,000
	資本的支出計	394,518	508,462	483,731	368,704	326,122	367,183	388,040	286,352
	収入が支出に不足する額	256,518	300,262	291,131	231,904	208,522	224,383	230,240	187,352
補填財源	損益勘定留保資金	217,652	300,262	291,131	231,904	208,522	224,383	230,240	187,352
	利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0
	繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	38,866	0	0	0	0	0	0	0
	合計	256,518	300,262	291,131	231,904	208,522	224,383	230,240	187,352
	資金残高	82,999	88,922	97,560	139,639	191,384	222,257	243,098	296,875
企業債	企業債残高(既存分)	1,821,096	1,674,634	1,526,903	1,391,199	1,265,077	1,141,079	1,025,632	920,557
	企業債残高(新規分)	166,300	304,300	512,500	705,100	841,900	954,315	1,087,522	1,229,045
	合計	1,987,396	1,978,934	2,039,403	2,096,299	2,106,977	2,095,393	2,113,154	2,149,602
有収水量 (m ³)		3,853,380	3,790,849	3,739,581	3,668,904	3,609,454	3,550,996	3,503,083	3,436,986
供給単価 (円/m ³)		127.52	151.75	151.99	152.50	152.86	153.25	153.48	154.00
給水原価 (円/m ³)		144.13	146.23	147.87	152.75	154.86	157.06	159.27	160.51
資本単価 (円/m ³)		77.04	77.71	79.37	81.31	82.36	83.22	84.26	86.02
料金回収率 (%)		88.47	103.78	102.79	99.84	98.71	97.57	96.36	95.95
企業債残率 (%)		404	344	359	375	382	385	393	406

南九州市水道事業ビジョン【概要版】

第7章 フォローアップ

本市水道事業ビジョンは、10年間の計画期間を定め、経営戦略としての方向性を示しつつ、掲げた目標の達成を目指します。中長期的な将来の動向を視野に、環境の変化や実行施策の実施状況を踏まえ、定期的な計画の評価や見直しを実施することで、水道事業のレベルアップ及び市民への説明責任を果たします。

これらの取り組みにおいて、PDCAサイクルに準じた実行体制を整備し、計画・実行・評価・改善を実行することで、計画の再構築を図ります。

